

● 自国に誇りを持つための再認識に 直視しなければならない史実 について触れます。

- ・ 最少でも ① 極東国際軍事裁判〔東京裁判〕と  
② 南京戦犯軍事法廷〔南京裁判〕があらうかと思えます。
- ・ 本稿では、ほんの概略のみに止めますので  
詳細については それぞれの然るべき WEB 記事でご確認ください。

● 現在の我国には 現在では接する機会が希少となったと判断されるもののうちに『日本男児たるものは言い訳をするな』という哲学的思考方法 がありました。

※ 『言い訳』は『恥』につながるものであるとの思考であり 当方は昭和22年生まれですが 幼少時からこの思考背景で養育されました。

- ・ 欧米人には理解のし難いこの思考方法による 被告とされた日本軍人の疎明陳述 が上記裁判の裁判官たちの我国に不利益となる判断 を累加させていたものであろうことは容易に推察できるものです。
- ・ 欧米人の観念には通念として 所謂『泥をかぶる』といった思考方法はありませんからねえ。
- ・ また 我国でも現在では 上記のような思考方法は一般的には通用しませんね。

● 両裁判の 現在では明白となっている異常性 についてです。

#### ① 東京裁判

- ・ 『平和に対する罪』と『人道に対する罪』とは事後法適用によって裁いたものであり明らかに国際法違反であるため 現時点でも理論上の清算はされていません。
- ・ 一審制でもあり 私刑〔リンチ〕であることは 多言を要しません。
- ・ ただ 我国への精神的な救済となったものは 只一人インド派遣の判事により 法的手続に照らし 上記『罪』については全員無罪であるとの主張がされたことです。

#### ② 南京裁判

- ・ 当時の中華民国政府による 東京裁判 に並行して行われた法廷のうちの一つです。
- ・ 証言には虚言であっても採用する との背景があったとされています。
- ・ 虚言を証拠として採りあげたのであれば 所謂『南京大虐殺』説が独り歩きするのは 我国にとって不名誉極まりないものでありますが 必然の所産であらうかと思料する次第です。
- ・ なお 南京大虐殺説に関係する南京事件は 1937 年の方のものですが 当時 主に米国人たちによって流布された当該事件の内容は シナ人(※) から聞取ったものが殆んどで 当人が視認しているものではないため 記述された内容には留意を要することになります。
- ・ また 南京大虐殺説と南京事件とは 事象の性格上峻別して考察することが注意喚起されております。

(※) 現在の 中華人民共和国 が主張している呼称発音の従前からの表記です。